

支部ニュース

2012 年 10 月 No. 467

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com

〒112-0002 文京区小石川 2-3-28-201

Tel03-3814-3971 Fax03-3814-2623

郵便振替 00130-6-87399

●自由法曹団東京支部創立 40 周年記念レセプション (9 月 14 日)

※開会のご挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・藤本 齊

※大変な苦勞と信じられないほどの情熱と技術で道を切り開いてきた先輩達・・・・河村 洋

●全国から 127 件の相談が寄せられた「国保・医療なんでも相談会」

結果報告ー高すぎる保険料に鳴りやまぬ電話相談ー・・・・・・・・田所良平

●2012 年サマーセミナー講演大要

※～東京の防災問題を考える～安全・安心な街づくり～

※「構造改革」のなかの「地域主権改革」

●防災バスツアーのお誘い

●豊田誠団員への返書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・牧戸美佳

●2020 東京オリンピック第 2 回意見交換会の報告・・・・・・・・横山 聡

●「橋下市政・府政下で労働者に何が起きているか？」

～弾圧の実態とたたかひの経過を知り、展望を語ろう！」学習会のお知らせ

●池袋労働生活相談

●予選リーグ 対戦相手決定！！第 24 回東京支部スポーツ大会

●幹事会議事録

●日誌

自由法曹団東京支部創立 40 周年記念 レセプション（9 月 14 日）

開会のご挨拶

支部長 藤本 齊

ご来賓のみなさま、各方面からお出でのみなさま、そして事務局労働者、団員のみなさま、本日はお忙しい中を我が自由法曹団東京支部創立 40 周年レセプションの集まりにお出でいただきまして、本当に有難うございます。

私ども団東京支部の結成は 1973 年 1 月で、で、40 周年です。その間に団員弁護士、241 人から 475 人と、約 2 倍に増えました。珍しく凄い…かも？ でも、自由法曹団の結成は 1921 年で、昨年なんと既に 70 周年でした。古く戦前大正デモクラシーの時代精神の中で結成された団ですが、東京支部が作られたのは、その割には最近ということになります。

諸組織の本部ないし全国組織と、地方支部、特に東京の組織というのは、その間の関係ということだけではなく、その作られ方とその歴史というもののの中に、それぞれの団体や運動が持つ、独特の論理や性格や成り立ちや歴史が反映していて、細かく見ていくと中々に味わい深いものがあるものです。この点で、来賓の皆さん方等の諸団体諸組織もみな、それぞれ独特の歴史と様相をお持ちと思いますが、団もまた、中々に、ヘンテコリンと言えばヘンテコリン、真っ当と言えば真っ当、だったのです。

自由法曹団は、71 年前の結成自体が、神戸での労働争議への弾圧事件について、東京から調査にはいった弁護士達によるものであったことにも示されている様に、また、戦後直後の全国的な多数の謀略・弾圧事件についてもそうであった様に、ごく少数の地方在住の団員の奮闘とともに、東京を始めとしたいくつかの大都市に居た団員達の、それこそ昼夜を分かたぬ、東奔西走によって担われていた側面が強かったのです。支部を作るどころか、どこに居ようが、全員総出で、皆が皆、全国任務みたいなものです。段々に各地の団員も増えていきますが、長く、東京は東京であると同時に全国であったわけです。地方では、戦後早々の 1947 年に既に愛知支部は結成されていましたが、京都、大阪でも、支部結成は遅く、60 年代です。東京はさらにもっともっと後だったわけです。

では、支部が結成された 1973 年頃とはどんな時代だったのでしょうか。

私にとってまず印象的なのは、我々が 40 周年と言ってるこの年に、(今日も小関さんがお出でになってるかな?) 東京争議団共闘会議が 50 周年を迎えられ、そのレセプションに私も出てご挨拶しましたが、丁度 10 年先輩なのです。日本労働運動史上輝かしい光を放つかの東京争議団が、その結成から丁度 10 年目、その苦闘と栄光の時代に入っていたこと、10 年過ぎてある充実を迎えていた、そこに象徴されるように、首都東京を中心に、労働運動全体もそういう時代にさしかかっていた、丁度そういう時代だった、まさに、団支部結成の時代を形作っていた基底に、そうした東京での運動の前進があったことを、それは象徴していると感じます。公害事件が大きな前進を遂げ、その後の薬害事件等々への道筋を付けつつあった丁度その時期、各地の革新自治体はじめ市民のたたかいもまた大きく前進していた丁度その時期、でした。沖縄返還の翌年で、アメリカ軍のベトナム撤退が始まりベトナムの解放も間近でした。60 年代の青年学生運動が既に分厚い真面目な若い活動家層を作ってもいました。首都東京の課題も弾圧事件にとどまらず、広汎な任務を控えるようになり、それに対応した組織が必要にもなっていました。一方、団の全国的な任務も質量ともに多面化し増大して来ていました。そうした中、団本部の会議に来た地方の幹事たちからも、「全国課題をやってるのか東京の団員の活動と課題に付き合わされてるのかわからんじゃないか」と、ま、もともと混交していたのですから当然といえば当然ですが、そこはやはり量の積み重なりが質の問題となるのですね、そういう批判もなされ、「大阪等と違って本部も抱えねばならんのだから大変なのは分かるが、単に屋上屋ではないのだ最早、そろそろ首都東京の独自の支部も作るべきではないか」との声が上がるようにもなってきました。両々相まってその必要が、歴史の必然のごとく立ち上がって来たのでして、団本部と東京支部の関係は、正に、形式論ではなく、運動の歴史と実質そのものがこれを作ったのだと言えるそういう支部結成だったと言って過言ではないと考えています。

丁度そうした 40 年前のその年、要するに、それまでは団の役員等といっても、本部の役員事務局員だけで済ましてたのが、その上に支部まで出来て、突然、団の役員事務局員が倍近くもの人数が必要となり、直ちに東京の人手が全く足りなくなった、猫の手でも借りたいという時だったんですかね、丁度その年に、幸か不幸か、のこのこ、私、弁護士になってやって来たもんだから、どうせまだ大した仕事もなかろうと、1 年生なのいきなり団事務局次長にさせられちゃったんですよ、だから、まあなんて乱暴な団体だと思いつつも、要するにそのまま一つと団東京支部に付き合わされて、まあみなさん、それからなんと 40 年、今支部長として挨拶させられているという、まあ、そういうことなんです、ま、それはさておき、いずれにせよ、その本部と支部の関係の組織論とその歴史から見ても、明らかに、団と支部の組織は、形からではなく運動の中からこそ形成されてきた実質を持つものです。

しかし、一旦形成された組織は、それが存続していること自体にも大きな意義があるという側面もやはりあります。団支部もこの 40 年の間には、結構色々役員のなり手の欠乏とか財政的とか色々なピンチや困難にも遭遇してきました。しかし、そのなかでも、これを、あるときは正に辛うじてではあれ、繋ぎ持続させ時に発展させてきたこと、即ち独自の組織を持ち続けたことが、今の運動を支え、今を迎える上で非常に大きかったこと、これはもう、言うまでもありませ

ん。改めて、運動と組織の弁証法とも言うべきものを大きく感じる次第です。

今日は、勿論、東京段階の組織からお出での方が当然のことながら多いのですが、全国団体、本部組織からお見えの方も沢山いらっしゃるし、運動と組織とを、また、全国組織と東京の組織とを、そしてその歴史と今を、などなどを、うんと大きく見て、大きく語らう機会になったらいいなあ、そして、この大変な時代を明日に向けて突破していく力を、みんなで養う機会にでも出来たら、望外の幸せだなあと考えているところでございます。

是非、ごゆっくりお楽しみください。有難うございました。

大変な苦労と信じられないほどの情熱と技術 で道を切り開いてきた先輩達

事務局次長 河村 洋

2012年9月14日、四谷の主婦会館（プラザエフ）で、自由法曹団東京支部設立40周年レセプションが開かれました。

当日は臨時に20脚以上のいすを準備することになるほどで、本当にたくさんの東京支部の団員と来賓の皆様にご参加いただきました。準備にあたった事務局としては、毎月定例の支部幹事会への参加者数からすると何名集まるのか不安だったのですが、予想を上回る100名近い参加者で、近年では毎年のソフトボール大会に次ぐ参加者数となりました。さすがいざというときの団員の結束力の強さは違うというところでしょうか（なお念のため団支部は単なるソフトボール大会の実行委員会ではありません。）。



レセプションは、藤本支部長の含蓄に富んだ開催挨拶から始まり、続いて東京地評の伊藤潤一議長、国民救援会の安井純夫会長、東京憲法会議の上条貞夫幹事長、日本共産党の田村智子参議院議員、そして団本部の小部幹事長の挨拶をいただきました。

伊藤議長、安井会長、田村議員の挨拶は、これまでの団支部との活動の歴史を振り返るもので、団支部が多くの市民と協力してきたこと、そして、地道に運動を継続している人たちとの連携がなければ弁護士集団は運動を成功に導くことはできないということを改めて学びました。上条幹事長の挨拶は、なぜ大阪（日本）維新の会が多くの国民の支持を集めているのかということとこれに対抗するにはどうすべきかというお話で、軍国少年だった上条幹事長が戦争末期に味わった高揚感と現在の維新の会の支持層が感じているであろう高揚感の類似性の指摘は大変興味深かったです。そして、小部幹事長からは、支部幹事会に事務局以外の参加者がほとんどいないことのご指摘をいただきました。

挨拶のあとは、新日本スポーツ連盟東京都連盟の萩原純一理事長の東京オリンピック招致反対のすこし長めの音頭で乾杯となり、歓談の座となりました。

歓談の合間に、40周年記念出版物で後輩団員へのメッセージを寄稿いただいた豊田誠団員・鶴見祐策団員からのお話、支部の40年を振り返る座談会の参加者である松井繁明、四位直毅、田中隆、島田修一団員からお話をいただき、またほかにも多くの団員や来賓からのお話もいただき、最後は前川幹事長の挨拶で、たいへん盛況のうちに幕を閉じました。



最後に事務局次長としての感想を言わせていただくと、レセプションをはじめとする支部設立40周年記念事業は、団支部の歴史を振り返り、大変な苦勞と信じられないほどの情熱と技術で道を切り開いてきた先輩団員の経験を伝えるよい機会になったと思います。レセプションをするのは5年か10年に1回でよいと思いますが、先輩方の経験を直に聞く機会は、もっと多く、工夫された形で設けられるべきではないかなと思いました。

勝海舟は人間の（世間での）相場はどんなに長くても10年もすれば変わると言いました。現在はどうも世間の多数派とは相性のよくなさそうな自由法曹団ですが、5年、10年後には団の考え方が世間の多くの人に受け入れられている状況となるように、運動の仕方を工夫し、すこしでもよい（マシな？）5年後、10年後にしたいと思います。

全国から127件の相談が寄せられた「国保・医療なんでも相談会」結果報告 —高すぎる保険料に鳴りやまぬ電話相談—

三多摩法律事務所 田所 良平

1 相談会の概要

自由法曹団も参加する「国保・医療なんでも相談会実行委員会」は、8月26日午前10時～午後5時に電話相談会を開催し、東京都内及び日本全国から127件の相談が寄せられました。

NHKのニュースで紹介されたお昼以降、6本の電話が鳴りやむことはありませんでした。

相談体制は、実行委員会に参加する各団体から、団員弁護士のほか、医師、看護師、SW、自治体職員、社労士等の各専門家と、土建、民商、生活と健康を守る会等の民主団体の方が総勢で28名参加し、相談内容に応じて、その分野に詳しい専門家が対応しました。

2 寄せられた相談の概要

- ・地域：東京都内４９件、他府県５６件、不明２４件。NHK首都圏ニュースのほか、全国にラジオで流れたため、北は山形県から南は鹿児島県まで、日本全国から相談が寄せられました。国保の問題が全国的な課題であることがわかります。
- ・相談者の年齢：高齢者が圧倒的に多く、４０代以下７名、５０代１４名、６５歳まで２０名、６９歳まで２０名、７４歳まで１７名、７５歳以上６名でした（その他・不明４５名）。
- ・相談内容：国保料に関する相談９１件（減免制度、計算方法の説明、差押え、滞納等）、医療に関する相談１１件、保険証取り上げ等に関する相談４件、賃金・労働の相談３件、その他の相談２０件（介護保険、障がい者制度、生活保護、年金、引きこもり等）でした。

当初の予想どおり、「保険料が高すぎて払えない」、「滞納によって保険証が取り上げられてしまった」等の相談（怒りの声も）が多数寄せられました。もっとも、相談を寄せた多くの方は、保険料を負担しきれないにもかかわらず、資産や収入が基準を超えているために減免制度をつかえない方が大半であり、独自の救済制度を創設することの必要性が浮き彫りになりました。

また、保険料滞納に対する自治体の行きすぎた運用の問題も明らかになりました。一例をあげると、２３区内に居住の方で、保険料約２０万円を滞納して分納していたところ、担当者が変わったことで保険証を取り上げられて資格証明に切り替えられてしまった、これにより、都の難病指定を受けているにもかかわらず一旦窓口で１０割負担しなければ医療が受けられなくなったという相談がありました。難病指定を受けている方は、公的に医療の必要性が認められている以上、資格証明証ではなく、短期保険証を交付する運用が一般的です。この役所のやり方は明らかに行きすぎです。相談担当をした自治労連の組合員の方は、役所に難病指定を受けていることを説明して短期保険証を交付してもらうようアドバイスしました。

３ 成果と今後の課題

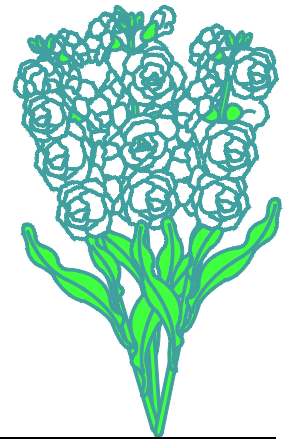
今回は、事前に各地の社保協が都営団地などで大量のチラシをまき、朝日新聞やNHKにも取り上げられた結果、全国から多くの切実な相談が寄せられ、国民健康保険の保険料が高すぎることや、滞納に対する行きすぎた役所の対応などが、当事者の生の声から明らかになりました。また、このような相談に専門家が対応して適切に助言し、フォローが必要な方は民主団体につなげることができました。相談会としては成功を収めたといつてよいと思います。

相談会に参加した相談担当者にとっても、国保料が払えない、医療が受けられない等の国保加入者の悲痛な訴えを直接聞く機会になり、非常に有意義でした。普段は医療現場で働く医師やSWも、保険料が払えない高齢者がたくさんいる現実を目の当たりにして驚いていたようです。

今後の課題もあります。電話相談だけでなく、今後は各地域社保協が中心となった面接相談会も必要ではないかと思います。併せて、国保値下げ、救済制度創設の要求を組織化し、運動を発展させていくことも検討すべきだと思います。

東京の取り組みは、先行する大阪での取り組みを参考に昨年から開催してきたものです。全国でこのような取り組みが必要だとも思います。

以上



2012 年サマーセミナー講演大要

～東京の防災問題を考える～安全・安心な街づくり～

NPO法人 暮らしの安心安全サポーター 理事長中村八郎先生 講演

1 東京都防災会議による被害想定について

<都の被害想定概要>

今年の4月18日、東京都防災会議は直下地震等の見直しを発表した。従来の想定地震は震源の位置、発生地震のケースなどに不十分さがあったという認識。今回の被害想定では全部で4つの地震を設定している（東京湾北部地震、多摩直下地震、元禄型関東地震、立川断層帯地震）。

東京湾北部と多摩直下は平成18年の想定よりも震源を浅くして見直した。立川断層は、東日本大地震の影響で動き易くなったとされる5つの活断層のうちの1つとして追加。また元禄型関東地震は最も大きな津波被害を及ぼすとの想定から追加した。

前回の想定では震度6強の揺れがせいぜいだった（関東ローム層があるなどの理由）が、今回は震度7が出てきた。震源を浅くしたため。東京湾北部地震では区部の7割が震度6強、多摩直下や立川断層地震では多摩地域の4割が震度6強の揺れ。元禄型関東地震では最大2.61メートル（品川）の津波となっている。

<都の被害想定の問題点>

東京都は、地域防災計画を修正するために、地震災害が起きたらどうなるかという災害の全体像を示すため数値による被害想定を実施。しかし、この地震被害想定の内容は被害が発生すると考えられる事象で未検討のものが少なくないことから、実際には都公表の結果よりも多様で、被害の量も大きくなると思われる。

津波では、東京都の元禄型関東地震の最大2.61メートルという試算は、神奈川県試算の慶長型地震による津波高が川崎港3.7メートルと比べ約1メートル低い。したがって、都試算結果

が最大値であるかどうかという点では疑問が残る。

東京都には海拔ゼロメートル地帯が広範に存在する。堤防や水門被害による津波や河川水の流入、排水ポンプの停止や水道の破裂による浸水害、地震被害、液状化、市街地火災の同時発生などによる複合被害の可能性について一切考慮していない。

また過密ダイヤで高速走行している鉄道施設、首都高速道路など道路施設の被害による人的あるいは市街地への影響被害も検討されていない。

さらに、東日本大震災や新潟地震で深刻な危険物火災が発生した事例があるのに、原油や高圧ガスタンク等の大量危険物災害についても未検討。東京湾岸にある大量危険物取扱施設における地震被害とこれによる波及災害の発生危険性は極めて高いと考えられる。京葉・京浜沿岸部のコンビナート地帯には 5,000 基以上のさまざまな危険物タンクが立地。これらからの流出油等が津波で拡大すれば東京臨海部や内陸部に甚大な被害が及ぶことは容易に推測される。

避難者については、東京湾北部地震で約 340 万人としているが、液状化や傾斜地の不安定化の影響、大規模損壊のない住宅における長期間の余震継続、高層住宅のエレベーター停止等々の影響を考慮しておらず、避難者数の想定が甘いといえる。

木造住宅にとって震度 6 強や 7 の揺れは、十分な耐震性が確保されていないと耐えられない。また液状化危険地域（軟弱地盤地）は区部東部地域と多摩川沿いなどに広範に分布。区部の内水河川沿いにも危険地区がある。東日本大震災では宮城、関東では液状化の被害が多かった。宮城県の沿岸部では、地震による液状化で車が走行できなくなっていたときに津波が襲っている。

傾斜地の崩壊（地すべり等）危険地域には、沢地や谷地を盛土造成した住宅地がある。こうした丘陵地帯の開発実態を行政もきちんと把握しきれていない。3.11 大震災では、仙台市の緑ヶ丘などの大規模な盛土造成地（10m 以上の盛土）で地すべり被害が各地で起こっている。よう壁の造成だけでは防げず、資産価値にも影響し問題の根が深い。

元禄型地震の津波被害については、海拔ゼロメートル地帯は堤防や水門等で守っているから大きな問題はないという想定。しかし、大規模地震の影響を受けず水門や閘門がきちんと閉められるか、損壊しないかなど疑問が残る。

なお、阪神淡路大震災では多くの構造物被害が発生して「安全神話は崩れた」と盛んに言われた。多種多様な構造物の破壊メカニズムがまだ十分わからないものもある。そういう点で高層・超高層住宅の地震影響についての検討は不十分である。

2 東京の防災問題

現在、中央政府（国）は都市再生戦略として、住民の被害の軽減や災害の発生防止よりも都市機能の維持と復興を重視している。たとえば、都市再生と称して幹線道路など都市機能の整備、企業の業務早期回復のために業務継続計画（BCP）策定の普及など。東京都の防災計画も首都機能を維持する、強化することが中心、危険な木造密集市街地の防災対策、液状化危険地域の防止対策などを軽視しており、都民の生命・財産の保護は二の次になっている。

地域防災計画・震災編は平成 19 年度のものが一番新しいが、今年の 9 月に修正案が出される予定でありその内容に注目したい。

なお、東京都は震災対策事業計画（H20 年～3 ヶ年）を策定しているが、現時点では次の平成 23 年度からの計画ができていない。これは首長の問題といえる。

東京の最重要の防災問題は密集市街地対策。山の手線外側から環状七号線の間（品川、中野、杉並、豊島、北、墨田区など）には老朽化した木造密集市街地がドーナツ状に広範に存在する。この地域は建物倒壊や延焼火災の危険性が高い所として長い間その改善が政策課題となってきたが、今回の被害想定でも危険地域として現れている。

かつて美濃部都政時代に、地域の危険度を評価した。これにより密集市街地の存在とその防災対策の重要性が広く認識され、対応が検討された。その後の鈴木都政時代にわずかな予算をつけて部分的な改善が進められたが、実際には幹線道路を延焼遮断帯と位置付けて、幹線道路整備を中心に取り組んできた。

この延焼遮断帯で囲まれた防災ブロックは平均で 100 ヘクタールの規模。阪神・淡路大震災のとき、神戸で街が焼失した合計が 90 数ヘクタール。都のいう防災ブロック 1 つの中に神戸の焼失地域がすべて入ってしまう。これでは延焼遮断帯の意味がない。

木造住宅街密集地では、地震によって住宅は道路側に倒壊する傾向があり、道路が塞がれて、消防などの消火・救助が難しくなる。よって、住宅の耐震化は地域防災にとって極めて重要である。

国交省や自治体は昭和 56 年（新耐震基準）以前に建築された住宅を耐震化の対象として、57 年以降の木造建築物には耐震性があると考えている。しかし、現状は 56 年以前の住宅でも耐震改修は容易に進んでいない上に、阪神震災では昭和 56 年以降の木造住宅が 23%全壊した地区もある。また、木造住宅は管理状態にもよるが築 30 年も経てば劣化して耐震性も低下する。東京都の耐震化促進計画はこうした問題を考慮しないなど実態に即していない。そうして点で都民の生命、財産を重視しているとはいえない。

東京都の考え方は、こうした密集市街地の安全化に予算を投じて進めるより、被災後に一気の市街地整備によって復興を図ろうとしていると思わざるを得ない。

なお、都は防災訓練には比較的熱心であるが、阪神震災の場合、死者のうち 90%以上が地震発生から 15 分以内に亡くなっていることから、自衛隊や消防隊が派遣されても多くの生埋め者の救命には限界がある。

また、阪神震災のときは学校、病院、役所など防災活動上の重要施設が被災（損壊、火災発生、液状化、ライフラインの停止など）して、機能できない施設が少なくなかった。こうした重要防災施設の耐震化等の耐災化対策、区部東部における軟弱地盤地域の液状化対策は今日もなお不十分である。さらに、交通施設災害、湾岸地域で想定される複合災害、地域コミュニティの衰退による災害への対応力低下（高齢化、情報が行き届かない等）などへの抜本的対策は行なわれていない。

3 災害対策の基本

わが国の地震防災に関する法律体系の現状について、災害対策基本法と地域防災計画、大規模地震対策特別措置法と地震財特法、地震防災対策特別措置法及び津波対策推進法などの関係を説明。この中で、地震防災対策特別措置法は、知事が五箇年計画を策定して重要防災施設の

耐震化を整備するという、予防防災として極めて重要な目的をもった法律だが、国の財政支援が不十分なこともあって容易に進んでいない。

<災害対策基本法と防災計画>

災害対策基本法では、国（中央防災会議）が防災基本計画を策定して基準（指針）を示し、これに沿う形で都道府県が地域防災計画を策定し、市町村は都道府県計画と整合する内容で地域防災計画を策定する。法で自治体は地域の特性、事情に配慮して地域防災計画を作成しているが、制約がある。たとえば原発対策を自治体が不安だからといって、どこの自治体でも地域防災計画に入れることはできない。

防災計画は、基本的に予防対策、応急対策、復旧対策、復興対策から構成される。予防対策は、普段から法律や条例などで開発規制してソフト面から安全を確保しておくこと、同時に現状の危険施設などの改善を図る対策が基本。しかし、都市空間が開発利益を生む対象とされているためソフト面の規制は重視されず、既存の危険市街地の改善も進んでいない。

応急対策は現在の地域防災計画の大半を占めている。また防災計画書の予防対策のほとんどは事前応急対策（災害発生時に実施する緊急対策の事前準備）である。災害発生時には行政機能（施設や職員が被災して機能が低下する）と市民生活需要（水、食料、避難所の確保等の緊急の防災需要が発生）の間に大きなギャップが生じる。このギャップをいかに早期に埋めるかが応急対策のポイントになる。それだけに応急対策の実効性には不確実性が伴う。なお、応急対策の初期対応が危機管理といえる。

復旧対策、復興対策については文字通りであるが、再度災害の発生を防ぐような（被災前の状態に回復するのではなく）社会回復が復興対策である

4 地域防災対策の方向性

都市計画などの土地利用において、交通の利便など経済効率を優先した評価でなく、安全面から土地条件の評価を行い、本質的に災害危険のある場所は人の居住を禁止する、危険物施設の立地を制限するなど土地利用の規制を行なうことが地域防災の原則とされるべき。現状では液状化の危険地盤地域、沿岸部の低地地域、急傾斜地など本質的に危険のある土地でも都市的土地利用の対象となって、災害危険を生み出している。

5 住民の生命と財産を一体的に保護する

現在の防災対策は、避難を前提とした生命の保護が目的となっており、財産の保護までは重視されていない。しかし、地域防災では住民の人命と財産を一体的に保護すべき。

このことによって地域社会の安全化が防災対策の課題となる。命の保護だけでは防災対策が不確実な避難対策に矮小化され、結果的に命も守れなくなる。そのためには、人命と財産の被害低減を目標とした戦略的な防災計画が必要である。それは、目標値の設定、②重要防災戦略事項の選定、③基本施策の設定、④施策の体系の検討構築、⑤施策細目と数値目標の設定、という手順で策定されるべき。

なお、防災（図上）訓練の目的は現状の防災体制における課題（何が不備で、何を整備すべきか、あるいは応急対策の限界など）を把握するため。しかし実態は事前に準備した詳細なシ

ナリオに沿って訓練を進めることが目的となっている。

6 質疑応答

M：阪神大震災のころ新宿に事務所があり新宿で大震災が起こったらどうするかと聞いた。消防車は6～8台位しかないから、他から応援を頼むと言われた。しかし震災時にはそのような能力はないのではないか。

中村：広域的には能力はないことはないが、大規模災害時に近隣から応援が来られるかは不明。したがって、予め対応すべき施設等の優先順位を策定し、重点地区を優先した対応になる。なお、消防体制は元々震災時対応を前提に整備はしていない。阪神震災では貯水槽がない、障害物で近づけないなど消防隊が行けても物理的要因によって消せなかったという問題があった。

N：軟弱基盤における液状化防止対策について。東京ディズニーランドでは、駐車場は液状化で地盤が壊れたが、施設自体に対策をしていたので液状化による被害はなかったと聞いている。土木工学上の対策をとれば大丈夫だと認識していたが、先生の説明では液状化対策としては建物を建てない方がよいとのこと。しかし液状化被害が予想される地域は、きわめて広範囲にわたる。現実問題としてどうすればよいのか。

中村：液状化し易いのは軟弱地盤で地下水が高いところ。地下水を抜いて地盤改良をする方法がある。ビルなどは基盤となる地盤まで杭を打ち、その上に建てている。しかし、地盤の改良が数十年経過しても大丈夫かどうかは確証がない。そうであれば基本は危険な地域の利用を避ける、不確実でも一定の地盤対策を講じる（道路は行政が、宅地は公的支援によって改善）方法しかない。

N：建物を壊さないで地盤の改良はできるのか。

中村：可能。ジャッキで建物を持ち上げて行う。50～60坪で一千万円ほどかかる。なお、傾斜地危険地区の場合は家を撤去しないという壁の改築はできない。

N：地震の被害予想について、地下鉄が埋まったりする懸念は都議会で出なかったのか。

中村：そうした話は聞いていない。地下鉄駅が地震で損壊した事例は阪神震災のとき神戸市内であった。むしろ駅構内への浸水の方が心配だ。

N：神奈川では津波の高さが3メートル以上なのに対し、東京では2.6メートルとされているそうだが、東京はそれで防災対策に十分なのか。

中村：東京湾沿岸の津波浸水への備えを強化するとしているが、十分かどうかは不明。津波高の想定は、実際には幅のある数値であると思う。東京にはゼロメートル地帯が広範にあり、堤防や水門で維持していることから地震・津波に対する不安がある。

N：岩手県宮古市の田老地区への津波が防潮堤を超えてきたことについて。防潮堤を高めればよいだけなのか

中村：田老地区については、最初に築かれた防潮堤の設計思想（どのような考えで津波被害を防ごうとしたのか）をよく理解せずに、その後第二、第三堤防を築いたことが原因の一つだ。防潮堤を高くするか、ある程度の浸入を許容するかは地域の事情による。

以 上

「構造改革」のなかの「地域主権改革」

八王子合同法律事務所 尾林 芳匡

社会保険庁が解体された5年くらい前から、団本部で社保庁プロジェクトチームができ、その後、社保庁PTは構造改革PTと名前を変えている。私は、10年くらい前から構造改革や、そのなかの地域主権改革の問題を追いかけてきていて、構造改革PTでは責任者を務めている。

第1部 公演

○「構造改革」

構造改革の中身を一言で言うと、新自由主義的な社会の作り替えであり、大企業が儲けるうえで邪魔になる様々な規制を取り払ったり、大企業の税負担の原因となる弱者保護規制・施策などを削減していくことである。地方自治体が細かい単位でたくさんある仕組みは、地方自治体が住民の声をきめ細かく取り上げざるを得なくなるという意味で、民意の反映のうえで大変すぐれたシステムである。平成の大合併で、99年には3229もあった市町村が、2010年に1751まで減った。町議会や村議会のような住民の意思を施策に反映するシステムが潰されてきた歴史であるということができる。自治機構の統廃合により削減した経費を住民福祉のために使ってきたかという、そうではなくて、例えば合併でできたあきる野市の立派な市庁舎のような、投資的経費に回されている。

この間、勤労市民層と地域の疲弊は大変なことになっている。雇用の劣化、ワーキングプア、派遣村が社会通念になってしまったし、社会保障は相次いで切り下げられてきたし、農林水産業、中小製造業、中小商業は壊滅的な打撃を受けている。こういうテーマを公演して地方を年間3〜40回回っているが、どこを見ても、東京で見るような大型店舗が郊外にできて、駅前の商店街はシャッター通りになっている。20年前はそのような事態はなかった。構造改革により大店法の出店規制が緩和されたための結果である。

行政機構を統廃合して経費削減していくことは、国と地方が財政危機だから仕方がないという主張がよく出されるが、地方の財政危機には2面あって、東京と地方ではまったく違う。東京都は、1兆4000億円くらい使い道のない余剰金を保有している。多国籍企業の本社が東京に集中していて、巨大な利益が東京都に落ちる仕組みができており、税収も東京に集中している。東京都は、住民の福祉を充実させる十分な財政を持ちながら、それには背を向けて、オリンピックの誘致や築地市場の移転などの巨大プロジェクトに血税を注ぎ込んでいる。その一方で、地方は、東京に利益を吸い上げられて、財政的にも疲弊しきっているという構図になっている。

自治体のサービスを民営化する法律が整備されてきたが、それは、公務員が非効率だからというわけではない。小泉政権の2002年ころには、公の施設の管理を民間企業に解放する指定管理者制度にすれば、2兆円の巨大なマーケットが生まれると言われたり、官製市場開放元年などと騒がれていた。

今回の大震災の前から、構造改革の推進によって、我が国の福祉国家理念は大きく歪められ傷つけられてきていて、その矛盾が大震災で吹き出している。被災地に支援物資が届いても、公共施設に公務員がいないために、委託先の人が引き揚げてしまうと、役場ではまったく住民の様子がわからず、支援物資も行き届かないという事態が多々あった。自衛隊や米軍のヘリコプターが人命救助で目立っていたが、防災用のヘリコプターは軍事用のヘリコプターより遙かに安く調達できるはずなのに、そのような体制が警察や消防でまったく調べられていなかったために、自衛隊や米軍が目立つ結果になったに過ぎない。

○ 地域主権改革の正体と動向

地域主権改革は、構造改革のなかで、構造改革を徹底するために、国が地方自治体に対して、財政責任、体制を整備する責任を放棄するものである。地域主権改革の意味を一言で言うと、地域が主役だというマジックワードで、国が地方自治体に対する責任を放棄するということに過ぎない。国民にナショナルミニマム（最低生活水準）を保障する「義務付け・枠付け」を見直すために41法律を121条項にわたって一括改定する地域主権推進一括法案が既に成立し、その他、国と地方の協議の場に関する法律案、地方自治法の一部改正案なども成立している。

○ 地域主権戦略大綱

地域主権改革の中身をトータルに説明した文書が「地域主権戦略大綱」という文書である。そこには、「『地域主権改革が目指す国のかたち』として、国は『国家としての存立に拘わる事務を重点的に担う』、住民サービスは自治体が『自主・自立』して担う、『地域主権改革が進展すればおのずと地方公共団体間で行政サービスに差異が生じてくる』、首長や議員を選ぶ住民の責任は重大で地域主権改革は『責任の改革』である」などと書かれている。地域ごとの財政力にしたがって、教育・医療・福祉の水準に差が出ることはやむを得ない、住民の自己責任であるという考え方が示されている。社会保障、教育、労働等の分野における国の責任放棄であるということが出来る。

○ 義務付け・枠付けの見直し

「義務付け・枠付けの見直し」というと、地方が自由になるという語感があるが、実際にやられることというのは、例えば保育所の定員や面積、知的障害児施設の定員、特養ホームの定員基準の緩和など、国が決めていた最低基準を撤廃することである。つまり、国が行ってきた最低基準の確保を止めてしまい、地方の財政力によって福祉水準がいかように下がっても構わないというのが、「義務付け・枠付けの見直し」の正体である。憲法25条2項は、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と国に義務を課している。国の責任を放棄して地方自治体に責任を押しつける「義務付け・枠付けの見直し」は、憲法25条2項を正面から否定する解釈改憲にほかならない。

○ ひも付き補助金の一括交付金化

「ひも付き補助金」というと、いかにも国の縛りで地方が使えなくて、これを解き放つことで地方が自由になるかのような語感がある。しかし、高齢者医療、市町村国保、生活保護など、地方が住民のために実施しているかに見える福祉施策は、実は国庫補助金により支えられている。給付の窓口は地方自治体だが、お金の出所は国の税金だということができる。国が地方自治体に対して責任を持って財政措置をする代わりに、福祉施策をこれ以上減らしてはいけないというかたちで縛っているのが、「ひも付き補助金」である。「ひも付き補助金」を一括交付金化することは、福祉目的で補助金を使うという政策的な縛りを取り払うということである。地方自治体の首長の判断で、福祉施策を削って公共事業にお金を使えるということになる。国が責任を持って財政措置をしてきた生存権に直結する福祉施策が、地方自治体の政策如何によっては実施されなくなる、財政力に応じて福祉水準が切り下げられるという運用になってしまいかねない。それが「ひも付き交付金の一括交付金化」の正体である。

○ 国の出先機関の廃止

「国の出先機関の廃止」は今一番焦眉の問題になっている。通常国会に必要な法律を提出すると民主党は言っていたが、様々な混乱のなかで、未だ提出できていない状態になっている。これは、労働局（労基署、ハローワーク含む）法務局、運輸局、農政局、地方整備局のように、国が各地に持っている、国の施策を責任を持って実施するための機関を廃止するということであり、地方任せにしたり、民間企業に任されたりして、国が政策を実行するという体制自体を無くそうとするものである。

以上述べた3つの政策が、地域主権改革として、今急速に進められている政策の柱であるが、これらの政策は相互に密接に関連している。国が一定の福祉水準に責任を持つからこそ、その基準は国の法律や政令で決めなければならない（「義務付け・枠付け」）。国が基準を決めるからこそ、基準に見合うものについては国が財政的にも措置をする（「ひも付き補助金」）。国が責任を持って政策・基準を実行し、財政的にも手当てするからこそ、それを監視・コントロールするための国の出先機関が各都道府県に置かれてきた（「国の出先機関」）という関係になっている。これらをすべて放棄してしまい、国が福祉政策に責任を持つのを止めて、外交・防衛・軍事だけに専念するという政策体系の変更が、地域主権改革の正体である。

○ 自民党「新憲法草案」

憲法問題との関係でいうと、自民党が2005年に「新憲法草案」を出し、今年にその改訂版を出している。その柱の一つは、自衛隊を軍隊にして海外派兵をするという9条改正であるが、もう一つの大きな柱は、新自由主義的な国の作りかえ、すなわち福祉国家の解体が盛り込まれている。「新憲法草案」の前文には、「日本国民は、わが国を自ら守り支える」と書かれている。この「支える」というのは、国が責任を持って地方自治体の福祉水準やそのための財政・体制を支えていくという政策体系を放棄するということを意味している。改憲論の二つの大きな柱のうちの一つが、新自由主義的な構造改革、地域主権改革であるということになる。

○ 地方政府基本法の制定

「地方政府基本法」の制定も地域主権改革のなかに加えられている。これを一言で言うと、首長の権限を拡大して、地方議会の形骸化を自由にできるようにするということである。地域主権戦略大綱には、「地方選挙を政策本位の選挙制度の変更すべきか………検討する」と出ている。政策本位の選挙制度の反対語は、人物本位の選挙制度である。現在、区市町村議会の地方選挙というのは、ほぼ議員さんと有権者の個人的なつながりによって投票行動が行われる傾向が強いと言われているが、これを政策本位にするということは、原口前総務相の言葉を借りれば、「地方議会も完全小選挙区制にして、小学校区ごとに民主党か自民党かどちらか選ばせるべき」ということである。地方議会も、今国政を牛耳っている大政党が議席を独占できるようにしようというのが、その狙いである。先例として、橋本氏が大阪府知事だった時代に、大阪府議会の議員定数を大幅に削減し、選挙区のほとんどが2人区か3人区になってしまったことが挙げられる。それを全国すべての市町村でやろうというのが、「地方政府基本法」の狙いである。

○ 道州制

地方主権改革では、現在国がやっている仕事を地方にどんどん降ろしていくことを狙っている。今の都道府県では受け皿として人的体制も十分でない。そのため、広域連合化することが想定されている。その広域連合的な受け皿が「道州制」である。したがって、地域主権改革は道州制と一体のものということになる。日本経団連は道州制を導入するために、2007年の「道州制の導入に向けた第1次提言―究極の構造改革を目指して―」と2008年の「道州制の導入に向けた第2次提言」と、道州制に向けた提言を繰り返し出しており、「究極の『構造改革』ツール」である。「日本経団連の試算では、道州制の導入を前提とすれば、これに加え6万6千人弱の職員が都道府県や市町村に転籍し、地方では「国から転籍した職員および地方公共団体職員のうち3万3千人弱は定数削減が可能」で、「労働市場を通じて民間企業に活躍の場を求める公務員も相当数にのぼることになろう」と述べている。日本経団連は、道州制の導入を通じて、3万3千人もの公務員を、社会保険庁のときのように分限免職する事態に追い込もうとしている。数万人規模の公務員を削減すれば、浮いた人件費分を大型開発プロジェクトなどに投入できるから、日本経団連に属するような大企業の収益につながるというわけである。道州制によって住民自治がどれだけ空洞化するかということについては、大阪の橋本市長が府知事時代に旗振り役をつとめた「関西連合」の例を見ればよくわかる。関西連合は、道州制に先駆けて、いくつかの仕事を関西の府県で共同実施しようという仕組みであるが、関西連合は意思決定機関として議会がある。その議会の議員定数は、大阪府で5人、京都府で3人、ほかの都道府県は1人か2人である。革新系の議員は大阪府で1人いるだけで、あとは民主党か自民党である。道州制の議会は、そのようなものになる可能性が高い。大阪府や京都府に100名近い府議会議員がいて、様々な会派の議員が住民の要求を受けて府県議会で活動していることと比べれば、都道府県の議会を通じて住民の要求を実現するという政治の仕組みはほぼ機能しなくなり、大政党が牛耳る道州議会になるということが想定されている。このような地方自治体の作り替えを、大阪維新の会が急進的に進めていることからしても、大阪維新の会が大変危険な存在だということが分かる。

○ 地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方

「地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方」というのは、先に紹介した地域主権戦略大綱と同じ日に閣議決定されたもので、地方自治体をどう作り替えるかということについて、政策的に展開されている。

○ 財界による「地域主権と道州制を推進する国民会議」

財界側は、このような日本の憲法体系、統治機構の抜本的な作り替えを、本気でやろうとしている。「道州制の導入は容易でない」などと楽観的に考えてはならない。経済3団体（日本商工会議所、日本経団連、経済同友会）は、2009年12月に、「地域主権と道州制を推進する国民会議」を結成し、合同で地方ごとの支部を作ったり、講演会などを行っている。小選挙区制が導入されたときも、経済3団体が草の根からの国民運動を装って、地域ごとの組織を作り上げた。財界側は、小選挙区制を通したときと同じように、本気で地方の統治機構を道州制にし、地域主権改革で国が地方の福祉施策の実施に責任を持つという政策体系を全面的に止めてしまおうと動き出している。これに対し、憲法改悪に反対し、地域で憲法9条の会を7000組織してたたかってきた自由法曹団や民主勢力の側は、憲法25条2項を蹂躪させないための地域主権改革に対抗する草の根からの運動づくりについては、立ち後れた段階にある。先ほど、東京都だけが飛び抜けた財政力を持っていると話したが、2007年の都道府県別の税収額で言うと、東京都は、税収の多い道府県の5倍近くの税収額をもっている。税収額を人口1人あたりに換算した金額でも、税収の多い道府県と比べても3倍近くの開きがある。地方のことは地方でやれということになれば、東京が地方から吸い上げた利益が地方に公平に配分されず、東京と地方の税収の格差が、そのまま住民生活・福祉水準の格差になってしまう。日本の政治は、東京に本社を置く大企業が与党や国会議員にロビー活動を行い、政策を指示すると与党がせっせとやるという構造になっている。地域主権改革も、飛び抜けた財政力を持つ東京都に本社を置く財界の都合にあわせたものになっている。

○ 「もの言わぬ公務員」づくりと一体の地域主権改革

このような地域主権改革は、国家公務員や地方公務員の大量分限免職とセットで進められるので、公務員の権利制限の動きが盛んに行われている。大阪市では、政治活動をしたら懲戒免職するという条例が成立した。橋本市長は、大阪市でバスを民営化すると決めたことに対し、組合が市民に民営化反対を市民に訴えたら懲戒とまで言っている。堀越事件の弁護団に加わっているが、国公法弾圧が社会保険庁職員に集中的に出た時期は、社会保険庁を解体して年金機構に切り替えていく前夜であった。それまで、社会保険庁のなかに自治労の組織がある職場がたくさんあり、組合としての政治的な意見表明をやっていたが、社会保険庁職員の刑事弾圧の直後は、職場でもビラまきも一切行われないう状況になった。公務員組合が市民に共同の運動を呼びかけること自体を政治的行為として懲戒していくという「もの言わぬ公務員」づくりと一体になって、地域主権改革が強行的に進められている実態がある。

○ 公務の市場化民営化と、公共サービスの「劣化」

地域主権改革の怖さは、「地域主権」という言葉がオブラートになって、福祉施策、福祉水準の切り下げという劇薬が隠されてしまうという点である。例えば、保育所の給食室を作らなくていいことにしましょうとか、特養ホームの面積を減らしていいことにしましょうということを裸の政策として打ち出したら、厳しい批判にさらされるに決まっている。しかし、地域主権改革で「これからは地方が主役の時代だ」と言われて、そのような政策の正体がオブラートで包まれてしまうと、保育や医療、高齢者福祉、住宅など、それぞれの分野でそれぞれの運動を頑張っている人たちがみんな沈黙してしまい、批判のないままにそのような政策が実現されてしまう。それぞれの分野で運動を頑張っている人たちに、地域主権改革の正体に気付いてもらうには、どれだけの政策を「地域主権」という言葉によって覆い隠して実現しようとしているかを、一目で分かるような宣伝物が必要である。

そういう問題意識から自由法曹団の構造改革P Tではリーフレットを作成した。「保育園はすし詰め？冷たい弁当給食」、「教育の機会に地域格差が！」、「お金のない老人は介護難民に！」、「大震災で破壊されたインフラ修復にも遅れが！」、「働く者のセーフティネットが壊れてしまうことに！」、「障害者にとっては生きていく『障害』に！」、「公営住宅の入居は狭き門！修繕もおろそかに！」、「医療従事者は減り、地域崩壊に拍車が！」といった地域主権改革で実現されようとしている政策の正体が見開きでまとめられており、一般市民の生活にどのような影響が出るかを一目で把握できるようになっている。「これではじめてわかった」と言われるくらい評判がいい。5月集会に来たある地方議員は、「実に良くできてる」と言って500部注文してくれた。是非みなさんもこのリーフレットを活用して頂きたい。

この10年余り、地方自治体の市場化民営化を進めるためにどんな法律ができ、どんな出来事があったかをまとめると、

- 1999年　　PFI法
- 2000年　　構図改革特区法
- 2003年　　公の施設の指定管理者（地方自治体改正）、地方独立行政法人法
- 2006年　　市場化テスト法
- 2009年　　公共サービス基本法、野田市公契約条例
- 2011年　　東日本大震災、総合特区法、PFI法改正

というようになる。構造改革の名のもとに、自治体が責任を持って実施してきた公共サービスを民間企業に売り渡すための法律整備が進められてきた。憲法と地方自治法が予定している地方自治体は、独自の法人格を持ち、地方自治体としての事業を営み、施設を建設・所有・管理し、公務員として職員を雇うという体制になっているが、これが変えられてきた。

○ 民営化・市場化の進行

規制緩和や構造改革によって、これまで地方自治体か非営利法人しかできなかったことが、営利企業である会社が行えるようにされてきた。例えば、病院の経営は、医療法人や生活協同組合でなければならず、株式会社が行うことはできないとされているが、神奈川県に株式会社が病院を経営できるという「かながわバイオ医療産業特区」ができた。また、地方独立行政法人といっ

て、地方自治体が担ってきた公共サービスを独立行政法人化する仕組みもできた。

P F I は、民間企業に設計や仕様を任せる公共施設の建設方式で、施設の管理を民間企業に任せるのが指定管理者制度である。公共サービスの民営化というと、非効率で働かない公務員に代わって、すぐれた企業の社員たちが市民のためにバリバリ働いてくれるというイメージがあるが、実際には職員の非正規化が進められ、公共サービスの質が低下することになる。

○ ボランティアの活用

「これからは、官と民のパートナーシップだ」とか、「多様な主体が公共サービスを担うのが新しい公共空間だ」といった美しい言葉を並べることで、公共サービスを、N P O 法人任せ、ボランティア任せにしようとする動きもある。しかし、ボランティア任せになると、民間企業任せよりもさらにサービスの質が低下する。公共サービスを任された会社がどんな悪徳会社であっても、最低賃金法に違反するような賃金で人を雇うことはできず、そのようなことをすれば、最低賃金法違反という批判に晒される。

しかし、N P O 法人任せ、ボランティア任せというのは、最低賃金法を大きく下回るような賃金水準の人たちに公共サービスを任せようということである。例えば、厚労省が、立川市で「放課後子ども教室」といって、放課後、学校の空き教室を利用して子どもの居場所をつくるという事業を実施した際に、立川市の教育委員会主催の説明会があったので出席した。教育委員会からは、「放課後、空き教室で子どもを見て頂ける方には、1 0 8 0 円の手当が出ます。」、「3 時間預かって頂いて1 0 8 0 円です。」という説明があった。要するに1 時間3 6 0 円で子供を預かるという大切な仕事を任せようというものだった。ボランティア精神は尊いものだが、行政の側からN P O やボランティアの活用というのを言い出すときには、財政責任や人を雇う責任を逃れるための方便に過ぎないということに注意する必要がある。

○ 市場化テスト法

市場化テストというのは、「官と民の競争手続」と言われるが、その実態は、地方自治体の仕事を営利企業に渡すための偽りの競争に過ぎない。なぜなら、官と民が競争入札するときに、公務員の側の仕事の中身とか、人件費というのは全部情報公開で、民間企業が知ることができる。他方、営利企業がどんな条件で人を雇うかは企業秘密であり一切公開されない。営利企業は、入札のときに、情報公開された役所の仕事を、「全部そのままやります」、「経費は半分にします」と言ってくる。同じ仕事の中身で、経費が半分で済むということになれば、営利企業が競争入札に勝つに決まっている。片方のプレイヤーだけが相手の手札を見ながらババ抜きをやっているようなもので、地方自治体の仕事が一方通行で営利企業に流すための競争手続としか言えない。

営利企業がどうやって経費を半分にするかというと、必然的に、職員の非正規化、特に派遣の導入により経費を削減するということになる。施設を運営する物的経費は、民営化した後も変わることはないから、人件費を削減するしかない。しかも、地方自治体のときと違って、営利企業は配当のために利益を上げなければならないので、経費が削減されたなかで、さらに利益相当分

も経費も減らさなければならないことになる。結局、人件費を大幅に削って経費の削減分と営利企業の利益分を捻出するということになり、必然的に賃金の安い非正規を使うことになる。

三鷹市で、ベネッセが経営する保育園では、保育園の園長先生まで含めて全員が1年間の有期雇用である。ビジョンという会社が請け負った練馬区の保育園では、半年で3分の1以上の保育士さんが給料が安いといって辞めてしまい、練馬区長から、「このようなことでは、子ども、保護者と保育者との信頼関係の形成ができない」ということで、異例の改善命令が出た。

経済学的に表現すると、これまで大きな搾取のなかった公務の現場に、非正規化による強度の搾取をもたらすのが、公共サービスの民営化ということができる。経済界は、これをビジネスチャンスと捉えて、すべての公務を民営化しようと虎視眈々と狙っている状況である。

○ 民営化・市場化の弊害

各自治体の当局に対するアンケートで、このような乱暴な民営化は限度を超えているという報告が上がっている。総務省が行った行政改革についての全国自治体アンケート調査が、2010年の年末に出てきたが、それには、「職員数の急激な削減に伴う事務スキルの低下」(北海道・滝川市)、「国と同水準の人員の削減を求められることにより道からの権限委譲になかなか対応できない」(北海道・清水町)、「急激な職員数の削減や組織のスリム化が職員の負担増につながった」(青森県・西目屋村)、「人件費の削減と新規事業の抑制により、職員の自由な発想と新たな取り組みなどが生まれにくくなった」(山形県・寒河江市)などと、行政当局が行政改革、民営化、人減らしを押しつけられたことで、仕事が回せないと疲弊しきっていることが明らかになっている。

さらに、国が地方自治体に対して行ってきた財政措置を削っていく政策を行われれば、地方自治体が住民サービスを行えない状態に追い詰められることは、明らかである。

○ 指定管理者制度の問題点

あまりに乱暴な民営化を進めたためにどんな問題が出ているかをさらに検討していく。公の施設の指定管理者制度については、2003年の地方自治法の改正により、公立体育館や公営プール、市民センター、図書館などの公の施設を民営化されるようになった。総務省から、2010年12月に、指定管理者制度の運用についての反省文というべき通達が出ている。その通達では、「留意すべき点も明らかになってきた」として、次のように述べている。

「公共サービスの水準の確保という要請」も忘れてはいけない、つまり、指定管理者制度を導入して公共サービスの水準が下がったことを総務省が認めたということである。また、「単なる価格競争による入札とは異なる」という指摘は、単なる価格競争で安い人件費にした企業に任せていたら、公共サービスの水準が下がったことを総務省が認めたことを意味している。

「利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例も」あるというのは、業者がくるくる変わると働き手が経験を積めないため公共サービスの質が上がらないということを指摘したものである。

「住民の安全確保に十分配慮」すべきというのは、指定管理者制度にしたことで重大な事故が次々と起きていることを、総務省が認めざるを得なかったことを意味している。

「指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮」すべきだというのは、

指定管理者制度のもとでの労働者の賃下げ競争により労働法令が遵守できない状況になっていることを、総務省が認めたということである。

この総務省の通達について、片山総務大臣が、2011年1月5日の記者会見で、「我々は指定管理者をコストカットのツールとして使ってきた嫌いがあります」、「公共図書館とか、まして学校図書館なんかは、指定管理になじまないと私は思うのです。やはり、行政がちゃんと直営で、スタッフを配置して運営すべきだ」と述べて、経済界が進めてきた指定管理者制度の矛盾や弊害が顕わになって、制度を見直す必要があることを明言している。「結果として官製ワーキングプアというものを随分生んでしまっている」とも述べるほどに、公の施設における労働実態がひどいことが明らかになっている。

○ P F I の問題点

P F I については、「仕様発注から性能発注へ」という言葉があるが、P F I 以前の公共事業は、例えば何㎡の部屋を何室作る、何本の鉄筋が入っている柱を何本立てる、といった設計とか仕様とかを全部役所で検討して、大勢の住民が利用するにふさわしい耐震強度などの性能を持ったものを確実に建てるというやり方であった。その代わり、このやり方は途中で何度も検査が入るなど非効率な部分もあった。P F I では、役所は何㎡の部屋が何室ある建物を建ててくれと発注するだけで、柱が何本とか、柱の鉄筋が何本とかそういうことには関知しない。デザインも設計も全部企業でやってくれというやり方である。その結果、デザインばかりを競うような公共施設が全国に乱立されている。府中市にできた新しい都立病院は、全面ガラス張り、絨毯引き、1階から7階まで全部吹き抜けで、大きな地震が来たらひとたまりもないような建物である。耐震強度などが脆弱でデザインだけに傾いた建物が全国でたくさん建てられている。

全国でP F I の失敗事例が相次いでいる。

仙台市のスポパーク松森は、ゴミの焼却熱を使った温水プールだが、2005年8月の宮城県南部地震のときにP F I のプールだけ天井が崩落して、泳いでいた人たち数十名が負傷する事故が起きた。

福岡市のタラソ福岡も温水プールであるが、もうけが少ないということで運営企業や銀行が撤退してしまい、3ヶ月間利用できない事態になった。

北九州市のひびきコンテナターミナルももうけが薄いということで、P F I を辞めて、北九州市が40億円で買い取るようになった。

名古屋港イタリア村は倒産して、100人の労働者が解雇された。

高知や滋賀の近江八幡市では、病院を民間企業に任せて建てたけれども経費削減ができないので、契約を解除して直営に戻す事態が起こっている。

滋賀の野洲市では、幼稚園、小学校の維持管理を民間企業に任せていたが、契約を解除して直営にしたら、経費がP F I のときより5億円も削減できた。

北海道の岩見沢市では、生涯学習センターの管理を請け負ったP F I 事業者が市長に多額の政治献金をして問題視されている。

P F I は、20年から30年の長きにわたって行政と特定の営利企業が関係を持つため、癒着の生じやすい契約形態であり、建ち上がる建物の質も耐震性が弱いものが多いなど問題が生じている。東京では、駒込病院や府中病院、松沢病院など都立病院が次々とP F I に任されている状況である。

○ 地方独立行政法人

地方独立行政法人とは、地方自治体と営利企業の間形態のようなものであり、総務省研究会報告書に「事務・事業の垂直的減量を推進するための」、「機動的戦略的に対応するためのツール」と書かれている。地方独立行政法人に組織変更がされると、交付金が削られてサービスが劣化することになる。

例えば、都立病院は、直営のときは地方議会の議決がないと利用料金の値上げはできない。しかし、もし地方独立行政法人になると、地方議会の議決がなくても、理事会の議決で自由に値上げできることになる。都立大学では、地方独立行政法人になったあと、教員に任期制を導入した。

都立病院の地方独立行政法人化は猛烈な反対運動のおかげでなんとか見送りになりそうだが、大阪では、2006年に府立病院全部が独立行政法人化している。2006年度の決算で、独立行政法人化された大阪の府立病院は、13億円の黒字を稼ぎ出した。どうやって黒字にしたかというと、理事会の議決だけで、いろんなものを値上げした。例えば、①紹介のない患者の初診料を1701円から2625円に値上げ、②セカンドオピニオン料金を7000円から21000円に値上げ、③分娩料金の値上げ、④病床利用率や手術件数を目標でノルマ設定して病院の利用率を上げた、という具合である。要するに大阪府民の財布から搾り取って府立病院が儲けを出したというだけで、住民サービスは置き去りになっている。

国立病院では、独立行政法人化したのだから独立採算でなければならないと言って、国が交付金を猛烈に減らした。2009年は75億円だった交付金が、2010年には49億円、2011年には2億円になった。そのために、採算が取れない小児救急、精神、救急救命、周産期母子などの診療を行わなくなった。また、施設の整備のための助成金も2010年は31億円だったが、2011年にはゼロになった。独立行政法人化する前は、国や都が予算をつけて責任をもつという説明がされるが、実際には、独立行政法人化されるとあっという間に予算が削られる。

国立病院は独立行政法人化されてから6年連続経常収支が黒字で、495億円の純利益を上げている。経済的弱者に良好な医療を施すはずの国立病院が、金儲けのための病院に変質してしまっている。病床数は、2004年の57510床から2011年の52558床まで5000床近く減った。医療従事者の人件費は、「公務員人気比の大幅削減」で5%以上も人件費が削減されて、国立病院が看護師を募集しても労働条件が悪いために人が集まらずに、欠員が100名もいるという事態になっている。

地方の公立病院も同じような状況であり、地域主権改革で国が地方の医療整備の為に交付金を削って地方自治体の財政で賄わなければならないということになると、地方の公立病院は財政難

になり、医者も看護師もますます集まらなくなる。

○ 構造改革特区

司法試験予備校大手のLECは、構造改革特区のもとで株式会社大学を経営していたが、在席教員が名ばかりで衛星通信の授業しか受けられないということで、2007年ころから繰り返し文部科学省の改善勧告を受けるようになり、とうとう募集停止になってしまった。LEC大学を大学と信じて入学した若者の人生に対して、国はどう責任を取るのかという事態が起きている。

○ 福祉サービスごとの問題事例－保育

次に、福祉サービスの分野ごとに、どんなことが起こっているかを紹介する。

保育は民営化・市場化の嵐で、例えば、東京では、エムケイグループが認証保育所を展開していたが、儲けが薄いと言うことで、突然廃業して、働いている母親が保育園に子どもを連れて行ったら、門が閉まっていた、社長とも連絡が取れないという事態が生じている。今、子ども子育て新システムと言われている法律が成立してしまったが、これは、企業が保護者と直接契約をするようになって、お金を多く払う人には英語も教えるが、お金を払えない人には弁当給食で我慢させるという格差を作るものである。保育者や保護者の間で猛烈な反対運動がたたかわれている。

○ 図書館

図書館が次々と民営化されているというのは報道でご存じだと思うが、佐賀県では、TUTAYAというレンタル屋が公立図書館の運営を請け負い、TUTAYAのカードである「Tカード」を使って、公立図書館の貸し出しを管理しようとやり出した。図書館で誰がどんな本を借りたかというのは重要な個人情報で、個人情報の保護のために図書館は公立でなければならない、営利目的ではいけないということになっている。そういう情報がすべてTUTAYAに筒抜けになるという問題が生じている。ユネスコの公共図書館宣言やわが国の図書館法では、図書館は、場所と本があればいいというわけではなく、住民の知りたいという欲求、知る権利に答えるだけの専門力量を図書館に勤務する人が持っていることが大事だと言っている。日本図書館協会は、公立図書館を民営企業に任せることには制度的な矛盾がある、指定管理者制度を導入することは大問題であるという意見を繰り返し発表している。島根県の安来市立図書館や出雲市立大社図書館や福岡県では、指定管理者制度が導入された後に地方自治体の直営に戻されるという事態が生じている。

○ 文化芸術

平山郁夫画伯東京芸術大学学長ら38名は、2005年11月3日の文化の日に、文化芸術が営利企業に任されていく現状について「効率性追求による文化芸術の衰退を危惧する」という声明を発表している。日本学術会議も、博物館の危機だという声明を出している。栃木県足利市、栃木県益子町、北海道の伊達市などで、博物館が一度指定管理者に任されたのに、学術文化の普及のためには直営の方がいいとか、他の施設から作品を借りてくるうえで行政の直営でないと信用性が乏しくて借りられない、といった理由で、直営に戻される事態が出てきている。

○ 介護

むかしは高齢者福祉は役所が全部措置していたが、２０００年に介護保険が導入された際に、民間企業と契約して介護をしてもらうようになり、行政はお金についてだけ責任を持つようになった。２００７年に、コムスンやニチイ学館など介護の大手で、軒並み介護報酬の不正請求をしていることが発覚した。定められた体制がないのに、介護ステーションがあるかのように装って報酬請求をしたために、１億数千万円も厚生労働省に返金する事態になった。介護ヘルパーの労働実態は、入浴介助や下の世話など過酷な仕事を最低賃金に近い状態でやらされて、しかも交通費が出ないとか、腰痛になっても労災も申請できないといった状況にあるのに、東京の本社がそのような介護の現場からお金を吸い上げている。その一方で、コムスンの親会社は悪名高きグッドウィルの折口雅博会長は、週刊誌の報道によれば、自家用ジェット機を買ってアジアのビーチを女優と遊び歩いていた。先ほど、東京の本社に利益が集中している、民営化は現場を非正規に置き換えて本社に利益を吸い上げるものだという話をしたが、介護報酬の不正請求と折口問題は、構造改革や新自由主義的な民営化が、現場で働く人のお金が本社に吸い上げることによって格差社会をドラスチックに拡大するということの典型である。

○ 水道

水道の分野では、三重県のとある町にフランスの外資が水道事業に参入した。高いので議員が情報公開をしたら、企業機密ということではほとんど開示されなかった。外国資本にいいように金を絞り取られるという事態になっている。

２００７年４月に東京都がウォーターテックという会社との検針委託契約を解除する事態になり、報道された。ウォーターテックは、水道のメーターの検針が随意契約から競争入札になったときに、非常に安い価格で落札した。ウォーターテックは、経験のある労働者を募集したが、安く入札したので安い賃金しか払えないということで、経験のある労働者はほとんど確保できず、３分の１は新人アルバイト、３分の１は本社からの応援で、まったく不十分な体制だった。業務開始当初の悪天候も影響して、新人アルバイトが毎日２０名単位で辞めていき、とうとう期限までに検針を終える見込みがなくなったので、東京都との契約を解除せざるを得なくなった。

競争入札で公共サービスを安く実施すればいいんだということを推し進めたために、働き手の賃金がソーシャルダンピングによって下げられて、責任を持ってサービスをすることができなくなるという事態が様々な分野で生じている。

○ 体育施設

スポーツ施設の分野では、２００６年８月に埼玉県のみどり野市で、流れるプールで小学生がおぼれて亡くなるという事故が発生した。流れるプールは、一箇所水をついて、もう１箇所で水を吸って、人工的に水の流れを作る構造になっている。吸い込み口に人が吸い込まれたら大変なので、吸い込み口には鉄の金格子がはめられている。みどり野市のプールでは、金格子が外れていたため、小学生が吸い込み口から吸い込まれておぼれて亡くなるという事態が発生した。死亡事故の数分前に、アルバイトの監視員は、お客さんから金格子が外れていると金格子を渡され

たが、アルバイトの監視員はそれを預かったまま何もしなかった。アルバイトの監視員にポンプのスイッチを切るといふ智恵さえあれば、死亡事故は予防できた。このプールは、ふじみ野市の合併による合理化の過程で学生アルバイトに置き換えられたが、合併前は4人の公務員の監視員がプールを巡回していた。この事故を知るまで、私は、公務の民営化について、公務員労働者が非正規に置き換えられるという文脈で捉えていた。この事故を機に、民営化によって住民サービスの質が著しく低下しているという問題意識も持つようになった。この事故については、民営化を推し進めた市長は一切責任を取らずに退任して、事故の半年前に転勤してきた社会体育課の課長だけが有罪判決を受けて失職するという事になっている。

公立プールや体育施設の事故は他にも山のように発生している。2007年8月には、島根県出雲市の「出雲ゆうプラザ」で水上滑り台着水プールで小学生がおぼれて亡くなったが、NPO法人が指定管理者になった直後に起きた事故だった。委託費用が安すぎて、2つのプールに2人ずつ監視員を置くという契約だったのに、2つのプールに1人の監視員しか配置できなかった状況で発生した事故である。事故後、NPO法人では責任を持って管理できないということで直営に戻されている。

2009年には静岡県県立草薙体育館で、バスケットゴールが崩落して若者が首を挟まれて亡くなるという事故が起きた。この体育館もNTTファシリティーズという営利企業が指定管理者になって、現場は何も知らないアルバイトに任せていた。メーカーによる安全巡回のときに、バスケットゴールが危ないということを指摘していたにもかかわらず、現場のアルバイトは何も分からないので対応ができなかった。

静岡県立三ヶ日青年の家では、浜名湖で、中学生が乗ったボートをなんの経験もない館長が引っ張ったために転覆し、死亡事故が起きている。この事故も、直前に営利企業の小学館集英社プロダクションが指定管理者となっている。最近、自由法曹団の弁護士が国賠を提訴したと聞いている。

去年は、大阪府の泉南市の学校プール開放で小学1年生が亡くなったが、監視員がいなかったことが判明している。契約どおりに監視員が配置されていたのは、37回のプール開きのうち5回だと報道されていて、警視庁生活安全局生活安全企画課から、今年6月に、プールの監視業務を外部委託する場合には警備業の資格を持った業者に出すべきだという声明を出す事態になっている。

東京都立東京体育館も株式会社ティップネスが指定管理者になっている。地下鉄に広告が出ていたが、利用料金は2000円くらいで商業主義的なスポーツ施設の利用料金に近い設定になっている。経済的弱者や子どもから、社会教育法で認められているスポーツをする権利を奪うものではないか。

○ 建築確認

耐震強度偽装問題というのも、1998年の建築基準法改正により、民間の建設会社がお金を出し合って作った指定確認検査機関が、行政に代わって建築確認をできるようになり、短い期間で建築確認を乱発するようになったのが原因になっている。日弁連は、営利を目的とする指定確認検査機関では、耐震強度の厳密な審査は期待できないとあって、建築基準法の改正に反対意見を出していた。

○ 学校給食

学校給食の分野では、民間委託すると偽装請負になる。足立区では、民間委託先の給食により集団食中毒が起きている。

○ 病院

公立病院は今、次々と統廃合が進められていて、総務省は経営改善を図れとうるさくいつている。

○ 試験研究機関

東京都には農業試験場や林産試験場、水産試験場やアイソトープ研究所などの試験研究機関があるが、独立行政法人化と経費削減によって財政が貧困で、食品などの放射性物質を調査するといったニーズにはまったく応えられていない。

○ 求められる新自由主義的自治体「構造改革」の見直し

住民本位の構造改革の見直しを進めなければならない。東日本大震災と関連して言えば、放射線の測定など行政機構の施設・体制を確立して必要な人員を配置しなければならないし、公立病院や防災対策の予算を拡充しなければならないし、農林水産業の支援も進めなければならない。住民と地域経済本意の社会資本を整備しなければいけない。そのための財源というのは、大企業の税負担を元に戻したり、内部留保を活用するなど可能であるし、先ほど述べたように、東京都は1兆円を超える余剰金を持っている。外環道やオリンピック、築地移転など不要な事業にこだわっている場合ではない。

自公政権のもとで推し進められてきた新自由主義的構造改革は、民主党政権のもとでも同じように進められているが、本来、公共サービスというのは、専門性・科学性、人権保障と法令遵守、実質的平等、民主制、安定性を追求しなければならない。住民生活を支えていくための福祉国家的な公共サービスと営利企業任せの公共サービスには本質的な違いがある。お金持ちであれば、スポーツ施設にお金を払ってスポーツするというのでも困らないし、手術にお金がいくらかかったって平気だし、自分でドクターヘリをチャーターすることもできるし、親の介護が必要になったら3交代制でヘルパーを雇うことだってできる。しかし、庶民は、難しい病気になったら都立病院しか頼りがないし、スポーツをやるには公立体育館や公立プールに行くしかなくて、毎回何千円も払うことはできない。そもそも、公務というのは社会的弱者の為にあって、憲法15条が

「公務員は全体の奉仕者」だと書いているのもそういう意味だということを高らかに打ち出す必要がある。大阪や社保庁のように、とにかく公務員を既得権者としてバッシングして、ワーキングプアの人々がこれを喝采するという状況に対しては、本来、公共部門は社会的弱者のためにしっかりと安定させなければならないということを繰り返し、対峙していかなければならない。

結局、現場のヘルパーさんや公立プールでしか泳げない人たちの安全を犠牲にしながら一部の人が大もうけする格差社会を、さらに拡大するために公務員バッシングが行われているということを明らかにしなければならない。そういうことをやらなければ、憲法9条と25条の改憲しようとする流れを押し止めることができないと思う。

○ 世界の運動状況

自由法曹団のなかでも、公務の関係や構造改革の問題はマイナーな分野と見られている。しかし、世界的に見ると、日本ほど公務員バッシングが社会的弱者層に受け入れられている社会はないと思う。

海外に行くたびに、現地の運動体と交流をして、公務員バッシングや公務の民営化とのたたかいに関する情報を学ぶようにしているが、イギリスでは、「ポジティブリパブリックキャンペーン」というのがあって、公務組合が民間と共同して、何のために公共サービスがあるのかというキャンペーンをやっている。ロンドンの地下鉄テロのときに公務員である消防士がどれだけ活躍したかを描いた消防士パンフを作っている。

カナダの非正規の保育士は、労働協約改定のたびに労働条件の改善を勝ち取っている。ストライキを構えてたたかうと聞いたので、私が「日本では公務員バッシングがひどくて公務組合がストライキを構えるのはありえない気がするが、どうやって理解を得ているのか？」と質問したところ、カナダの活動家は、「グッドキャンペーンが重要だ」と言った。ストライキをする地方自治体の一軒一軒に家庭訪問をして、ドアに「福祉のために公務組合のストライキ要求を支持します」というステッカーを貼らせてもらい、過半数以上の家庭が公務組合のストライキ要求を支持するステッカーを貼ってくれたと見計らったところで、ストライキを打ち出すという話であった。

東京都の職員も、繰り返し時間内組合活動のような争議活動をやっているが、東京都民がそれほど公務組合の要求と福祉の要求を結びつけて考えるところまで、都民にオルグ活動をしているとはいえないのではないかという問題意識をもった。

公的健康保険がないアメリカのノースカロライナでは、非正規の教員が、重い病気が見つかったために、年度途中で担任を降りなければならなかったという問題をビデオレターにして、地方議会で超党派の公聴会を開いてもらい、教員に公的健康保険を保障しなければ、子どもの教育は守れないというキャンペーンをやっていると聞いている。

最近報道されている「オキュパイ・ウォールストリート」は、ウォール街で誰が儲けているのかを明確にして、国の政策を問うという意味で新しいアメリカの労働運動の地平を切り開いてい

と思う。

アメリカのウィスコンシン州では、極度の新自由主義のティーパーティー派が知事に当選して、公務員の団体交渉権を敵視する政策を打ち出したが、公務組合が州の住民に呼びかけて、100万人のリコール署名を集めた。それほど公務組合と住民の共同関係ができている。

EUに目を転じると、労働組合の付属研究所である欧州労働研究所が、市場化民営化の調査報告書を出していて、「今日の政治的議論や経済学の主流において支配的な嶺井か市場化の経済的な効果に対する積極的な期待は、余りに単純すぎるものであるし、あまりにも一面的なもの」であると述べている。日本でいう市町村会にあたる欧州自治体協会の欧州公共サービス憲章には、「公共サービスを提供する最良の方策を民主的かつ自主的に決定することは地方自治体の責任であり権利である。」とあり、公共サービスを民営化するかしらないか、競争入札にかけられるかかけないかも自治体が決めればいいと言っている。欧州自治体協会は、これを憲章にして発表して、欧州議会に働きかけている。ヨーロッパでも、一度民営化された公務が、ふたたび自治体の直営に戻るような事態が進んでいる。

このような世界の流れからすれば、もっと公務や公共サービスが社会的弱者のためにある、社会的弱者こそ公務公共サービスの充実を求める運動に手を貸していかなければいけないという訴えは、十分に実現する可能性がある運動であると思う。

○ 自由法曹団の取組

自由法曹団の地域主権改革の取組みも2012年になってテンポが上がっている。3月にはハローワーク、国の出先機関の廃止に反対するシンポジウムをさいたまで開き、5月には東京都の主な民主団体との間で、特養ホームや保育園の規制緩和など地域主権改革を具体化する都条例の成立を阻止しようという懇談会を開いた。宮崎の5月集会では、出先機関が地方でどのような役割を果たしているかというシンポジウムをやり、5月25日には、「出先機関の廃止を許すな！」という院内集会も開いている。

○ さいごに

東京支部の皆さんにも、構造改革の中の地域主権改革が憲法25条などを解釈改憲しようとする極めて重要な問題であるということで、これを許さない運動を団支部として盛り上げていただきたいと思う。

第2部 質疑・討論

N：介護の点について。特養などを作らなくなるから、民間に入らざるをえなくなる。介護の問題をどうしていくか。どういう点を改善していくか。

尾林：働き手の処遇と切っても切れない。介護の働き手のための単価を抜本的に改善するなど、公的な責任を拡充することしかない。コムスンなりニチイなりが大きく利益をむさぼっていく

のであれば、人件費は圧縮されざるをえない。たとえば東京都内に保育園や特養の建設が可能な国有地を無数に持っている。商業主義的な家賃を払わないで、福祉施設にするということをしなないとコストを抑えるのは無理。国が負担して保育を充実させるということをやっているのは日本が突出している。アメリカ・ダラスの保育園では、保育費が1週間に3万円。日本とは感覚が違う。

Y：民間活用が一定の成果を上げている面があるように思うが。どの程度まで民間活用が許されるか。

尾林：たとえば、公共事業は公務員が鉄骨を打ち込んでいるわけではない。商業主義的収益におきかえられない部分を公共団体が担ってきた。民間企業の力を全く使わないという角度で批判しているわけではなく、最終的には公の管理が必要なのに、そこすらも営利企業の儲けの的になっていることを批判している。

N：国立大学はどうなったのか

尾林 国立大学の独立行政法人化の際、財政責任は果たすと約束しながら、財務省は運営費交付金の毎年1%ずつ削減を打ち出した。経済界のめがねにかなった研究でないと助成されない、企業との共同研究など、特定の派遣業界の利益にかなった研究をするようになった。都立大学の業績評価基準にも「顕著な外部資金の獲得」という項目がある。広く国民のための研究を行う期待を寄せられている公立大学が、利益を出すところのための研究機関になっている。

F：個別の研究費については、大学が関与するのではなく、一人一人の研究者に任されており、事務手続きを大学の事務が行うのみ。お金の管理は個々の研究者に任されているから、研究者の質も問われている。運営費交付金の削減とあわせて、公務員の人件費削減にあわせて人件費を下げろという要求が文科省から出されている。矛盾した話。今でも大学内でやっている業務は、国立大学時代とまったく同じ

尾林：国立大学は中間形態。完全に営利化もしていない、運営費交付金を受けながら運営する分、官僚的な部分も残っている

F：国立大学も統合されていくだろう

尾林：道州制は、たとえば東北地方に国立大学1つでいいという考え方

N：学生の授業料が上がるという関係にはあるのか

尾林：確実に上がるだろう

F：ヨーロッパでも、大学の研究費を国が持つようになったというのは戦後の傾向

N：新自由主義の世界的な流れのなかで、極端に日本で矛盾が出るようになった点については？

尾林：イギリスが民営化のお手本と言われていたが、サッチャーのような強硬的な民営化ではだめだということで、修正がなされた。ヨーロッパでは、労働条件や雇用を引き継がなければならないというEU指令があり、そうすると、企業にとってうまみがない。正社員の非正規社員への置き換えを許さないという点に対し、労働組合としての良心は保っていたが、日本ではそれがなかった

N：フランスやドイツでも民営化はなされているのではないか。

尾林：ヨーロッパでは、日本の社会保険庁のように、民営化するだけで職員が職を失うということとは起こらない。イギリスで民営化するというと、パソコン使っていないところをパソコン使

う、てんでばらばらに行っていた業務を一本化するということがあったから、民営化による実績があった。日本では役所でそんなことができていないところはない。

O：国民の中に、公務員バッシングの土壌があるのはなぜか

尾林：日本独特に新自由主義を醸成する土壌があるとは思っていない。もともと OECD 諸国のなかで公務員数が最も少ないにもかかわらず削減すると言っているにもかかわらず、労働運動の問題として、組合があまり社会的な争点を提起することをしない。

S：憲法 25 条 2 項が邪険にされてきたことがよくわかった。東京 9 条の会交流会で、これからの憲法運動は、9 条と 25 条を柱にすべきという提起があった。しかし、25 条を柱にどう運動していくかということに関してはあまり経験がない。自治体の首長に対して具体的にどういう訴えをしていくべきか。

尾林：どこの自治体でも、必ず地域主権改革に関連する問題が少しさがせば山のように出てくる。むしろ、地域で運動している人たちのほうが詳しいはずなので、こちらが歩み寄って、9 条と 25 条を結び付ければつながっていくはず

F：個別課題でがんばっている人が、地域主権改革という問題を前にするとぼうっとしてしまう。世界情勢を知らなくても個別課題の運動ができたはずだが、その力が弱まっているのか。

尾林：「地域主権改革」というオブラートにつつまれると思考停止してしまう。社会科学的な眼を鍛えていかなければ、オブラートにつつまれているものに対抗できない

F：個別課題でやっている人が、大きな問題を目にすると立ち止まってしまう。それなら逆に、視野狭窄でもいいから個別課題を徹底してやったほうがよいと思うことはないか

尾林：個別の問題をやることと、他のテーマをむすびつけてひとつの絵を描くことを両方やっていってほしい。

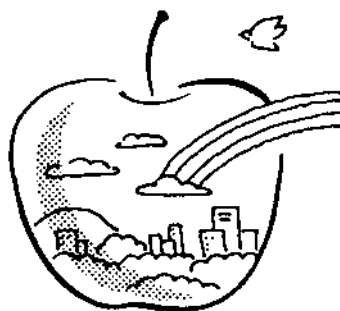
N：1999 年の PFI 法からはじまっている。事例集を詳しく積み上げて、情報交流をすべきではないか

尾林：住民本位の構造改革告発サイトを作るという話は 7～8 年前から出ているが、まだそこまで至っていない。

防災バスツアーのお誘い

上記の中村先生の講演を聞いても、東京の防災の実情は極めてお寒いものだということがお分かいただけだと思います。そして、「百聞は一見に如かず」というとおり、実際に「木密地域」の状況や、防災のための東京都の対応などについて、実態を見て自らの目で確認していただく必要があると思います。ということで、革新都政をつくる会の協力を得まして、「防災バスツアー」を 11 月 10 日 9 時から 17 時頃までで開催したいと思います。一日がかりですが、とても役立つと思います。バスでの移動ですから移動は楽です。

同封いたしました申込用紙にてお申込みいただきますようお願い致します。申し遅れましたが、昼食付で、団員には一部補助をお出しすることを検討しています。奮ってご参加ください。



豊田誠団員への返書

渋谷共同法律事務所 牧戸 美佳

支部ニュースNo 466（9月号）の豊田誠団員の「若手弁護士へのメッセージ『公害裁判に生きる』」に対する返書です。

豊田団員のメッセージを拝読させていただいて、人と人との出会いが人生に与える影響の大きさを改めて実感させられました。また、公害・薬害の被害者の方々の痛みに寄り添い、医師や学者等の専門家の方々と力を合わせ、様々な公害・薬害事件に取り組んでこられた豊田団員の弁護士としての真摯な姿勢に強く感銘を受けました。

豊田団員の人生の転機となった「イタイイタイ病」について、私などは歴史の授業で習った程度の知識しかありませんでした。しかし、豊田団員のメッセージを拝読して、誹謗中傷を受けながらも被害者の惨状を訴え続けた地元の開業医であった萩野昇医師の存在や、この萩野医師の訴えに心を動かされた豊田団員をはじめとする弁護団の不断の努力によって支えられた事件であったということを知ることができました。

また、その後に豊田団員が取り組まれた「スモン」についての記述も、私にとって大変興味深いものでした。はじめはバラバラであった原告団が運動を通じて成長していったこと、また、運動の過程で弁護団の意識も変わっていったこと、さらには運動が学者の考えや世論までも変えていったというお話しは、全ての事件に通じる「あるべき姿」なのではないかと思います。

私も、今日まで（典型的な公害事件ではありませんが）複合的被害の1つとして公害が問題となっている行政訴訟やその他の行政訴訟などに参加していますが、原告団の団結や運動のあり方というのは難しい問題であると思います。ましてや世論を動かすというのは本当に大変なことでありと実感しています。様々な人々の熱意が幾重にもつながって、皆が成長しながら裁判を支えていくのだということがよくわかりました。

今後、自分にどんな転機が訪れるのか、また、どんな出会いがあるのかわかりません。ただ、どのような事件でも、被害者の方々の訴えに真摯に耳を傾け、共に寄り添っていく姿勢を忘れずに、また、人と人とのつながりを大切に事件に取り組んでいきたいと思います。そして、豊田団員の「どんなに苦難なときにも、国民と共同して、人権確立の歴史を気づき上げてきたことの伝

統のバトンを、いま若手弁護士の諸君が引き継いでいくことを信じてやまない。」という重いメッセージを自分の胸にしっかり刻み込み、また、自由法曹団の大先輩方がこれまでに取り組んできた様々な事件の経験を生かせるように勉強していかなければと思っています。

大変貴重なメッセージをありがとうございました。

2020 東京オリンピック

第2回意見交換会の報告

事務局長 横山 聡

1 第2回会議の報告

9月18日、2020東京オリンピック第2回意見交換会が開催されました。

今回は、2020年東京オリンピックの申請ファイルを各団体が分析した内容をもとに、さまざまな議論が交わされました。

議論の内容は、オリンピズムに反する理念的問題、医療サービスの問題点、地震・津波災害についての安全性への疑問、原発事故の危険性の軽視、超過密交通状態についてのリスクの軽視、競技施設等の費用や環境の問題、招致予算の問題点など、多岐にわたるものでした。

これらの報告からみても、2020年に東京でオリンピックを開催することの意義や問題点等について、国民的な議論が大切であることが分かります。

2 今後の予定

今後は、来年の運動なども見据えて、2020オリンピック招致についての反対運動を行う「実行委員会」を結成することになりました。実行委員会の名称は、次回の10月29日の会議で決めることにし、この運動を広めるために声をかける団体についても検討してゆくことになりました。また、申請ファイルへの日本語のカウンターレポートの案を作成し、次回10月29日の会議で議論する予定です。完成させたカウンターレポートの翻訳版は、2013年1月初旬ころまでにIOC提出する予定です。

2020オリンピック招致の様相が徐々に明らかになってきました。このようなごまかしに満ちた計画でオリンピックを招致するのは納得できません。招致阻止に向けて、支部を挙げて取り組みたいと思います。

「橋下市政・府政下で労働者に 何が起きているか？」

弾圧の実態とたたかいの経過を知り、展望を語ろう！ 学習会のお知らせ

日々のニュースなどで、橋下維新の会の動向が取り沙汰されない日はないと言っても過言ではないでしょう。府職員に対するプライバシー攻撃、露骨な憲法9条敵視の態度、一方府民からの高い支持。今回の団総会議案書でもファシズムとの関連性も指摘されています。しかし、紙面やテレビの画面からでは、その実態が必ずしも明確ではありません。7月の団本部の常幹は、大阪で開催され、橋下問題で時間を取って議論がされたということです。東京支部でも、この問題は他人事ではありません。大阪と東京の独裁指向の首長が連帯してさらに悪さを競い合うことになれば、とんでもないことになりかねません。さらに国政に「維新の会」として乗り出すのであれば、これを迎え撃つのは東京の使命と考えるべきでしょう。

ということで、大阪の労働者弾圧の実態を知り、これまでの団員の取り組みを聞いて、今後の展望を議論する必要があると思います。以下の要綱で、本部と共催で勉強会を開催しますので、万障お繰り合わせのうえ、ご参加のほど、宜しくお願いします。

日 時：11月22日（木）18時～20時

場 所：団事務所会議室

講 師：大阪の労働者と、橋下弾圧と取り組む団員弁護士（交渉中）

深刻さを増す労働生活相談

支部主催月例宣伝・労働生活相談より

支部主催の労働生活相談会および月例宣伝活動を池袋西口でおこないました。豊島民商、区労協、城北法律事務所の弁護士、事務局員をはじめ、地域の民主団体が20人近く参加し、ハンドマイク宣伝、課税府の野田リーフ配布もおこないました。

労働生活相談では深刻な相談も寄せられています。その一つを紹介します。



60代くらいの男性で、現在、路上生活をしています。

数年前までは会社に勤めており、会社で厚生年金をかけていました。しかし、年金事務所から、年金を受給するためには住所が必要であると言われて困っている、という相談です。

この方は、生活保護を受けられる可能性があり、その場合には、アパートも借りられるはずです。

対応した弁護士は、「まずは安定した衣食住を得る緊急の必要があると思われたので、翌日にも池袋区役所の生活福祉課に生活保護を受けたいと相談に行くように」とアドバイスしました。

この方は、自分が生活保護を受けられる可能性があることも、保護の対象として住宅扶助の制度があることも知らず、年金事務所からも生活保護に関するアドバイスはなかったようです。

生活保護受給申請をしたとしても、簡易宿泊施設に寝泊まりさせるなどの不適切な指導が行われた場合には、相談にくるようアドバイスしました。

いまのところ、この方からの相談はありません。無事に居宅保護の原則のもとで、保護費を受給して生活の立て直しに向かわれていることを願います。

次回の月例宣伝・労働生活相談会は、10月24日 午後5時半より目黒駅（東急口）でおこないます。ぜひご参加下さい。

予選リーグ～対戦相手決定！！ 第24回東京支部スポーツ大会

支部スポーツ大会運営本部

暑い夏が去り、やっと過ごしやすい秋が来たかとおもいきや、台風が直撃。いよいよ、改憲をめぐる政局も嵐が吹いてきました。10月26日のソフトホール大会は、嵐が来ぬよう祈ります。

今回のソフトボール大会には、15チームがエントリーし、10月2日に抽選会をおこないました。どのチームも優勝をめざし闘い抜く、断じて、最下位、ブービー賞の表彰をうけとらないという気迫でくじを引きました。

みなさん、これからでも、集団事務所でない団員弁護士（修習生・ロースクール生も考慮します）・事務局員の参加希望者も参加できます。ご相談ください。今年ももちろん、審判団も募集します。是非応募して下さい。というか、円滑な運営のために是非審判に名乗りを上げていただきたい。

予選リーグ抽選会（10月2日）の結果は以下の通りです。

第一組	薬害ヤコブ・東京大気	立川ヒメゴンズ	ウェール&みどり	
第二組	日本労働弁護団	旬報ロイヤーズ2012	東京東部法律事務所	ヒノキミallStars
第三組	城北	東京合同ファイターズ	三多摩連合チーム	台東・あかしあ・第一
第四組	Yoyogi Phoenix	南部五反田連合	東京法律事務所	渋共モーリーズ

なお 雨天の場合、11月16日（金）（午前9時半より～午後4時頃）におこないます。

支部メーリングリストに是非登録ください

東京支部では、支部団員の交流や情報を共有するために、支部メーリングをつくっております。支部団員の方であれば、だれでも登録できます。

登録を希望する方はメールにお名前と共に「支部メーリングリスト参加希望」と書き、**d a n t o k y o @ d r e a m . c o m**のアドレスに送ってください。

幹事会議事録

1 支部総会

会場はKKR熱海（交通の便から熱海がベスト）

学習会は、被害アジア情勢、領土問題→共産党の緒方さんに依頼済

憲法会議等の人事…若手への交代が求められている

2 情勢

自民党が総裁選を見るに極右化傾向。野田再選で国会は機能するか。いつ臨時国会かも不明な状態。秘密保全法制、選挙制度、TPP、オスプレイ、非正規雇用・貧困問題など、問題は山積み

3 原発問題

「原発ゼロへ」の広告に 5000 円出す。現在様々な訴訟が展開。金曜日の行動も継続している。

4 40周年企画

93名参加。座談会で、労働組合が弱くなっている、市民運動を盛り上げる必要があるという指摘等があった。

記録として、すこし時間をかけて冊子を整理して支部総会で新人に渡す。

座談会（河村）、リレーランナー（市野）を年内に誤字脱字チェックする。

5 サマーセミナー

若干赤字になった。ためになる話ただけに、宣伝不足が惜しまれる。

6 オリンピック問題

次回会議は10月29日13時30分～15時30分

10月末日までに日本語のカウンターレポートを完成させる。

2020東京オリンピック反対の準備会としての名称を考えることになった。

M：東アジアの平和をないがしろにするような石原都政が都民の福祉をないがしろにしてオリンピックを進めようとしていることを入れてほしい。

Y：石原個人攻撃にならない程度に入れることを考える。

7 幹事会の持ち方について

幹事会活性化のために、より多くの人に参加してもらえよう、各地域を転々として行う。その方が地域独自の課題も取り上げられる。

11月21日の幹事会から、東部事務所の地域でまず行うよう試みる。→実施へ進展

8 ソフトボール

審判 中川弁、横山弁、河村弁を追加。

組織運営副委員長 枝川→前川に変更

9 防災ツアー

昼食込みで3500円。団員に補助を出して参加しやすくする。

11月10日土曜日 午前9時～1日中。

支部ニュース担当 枝川

10 次回街宣

10月24日 目黒駅で行う。五反田法律+渋谷法律にお願いする。→手配

11月21日 午後5時～6時前 錦糸町駅前にて。6時から懇親会。

12月19日 午後1時～後楽園駅前 街宣→2時～5時幹事会、5時～7時 新人学習会→忘年会

11 小部本部幹事長よりひとこと

団本部総会の特徴：焼津 浜岡原発展示会ツアー

10月の総会で退任予定。←おつかれさまでした。

以上

日誌

9月5日～10月4日

9月7日 共同センター9の日街頭宣伝（池袋東口）

12日 陸自ウオッチの会準備会

13日 団原発問題委員会

- 14 日 支部創立40周年記念レセプション（プラザF）
15 日 本部貧困問題委員会／本部常任幹事会
18 日 2020 東京オリンピック第2回意見交換会
19 日 支部幹事会／支部池袋宣伝・街頭労働生活相談会
21 日 s t o p 秘密保全法制協同行動（準備会）
24 日 国保・医療なんでも 110 番実行委員会
26 日 団構造改革PT
27 日 団市民問題委員会／労働問題委員会
29 日 9 条の会大講演会（日比谷公会堂）
10 月 1 日 憲法会議幹事会
2 日 支部事務局会議／第24回ソフトボール大会予選リーグ抽選会／団国際問題委員会／団司法問題委員会
3 日 団原発問題委員会



